

令和5年度 十和田市デジタル化導入支援補助金

デジタル化による業務効率の向上を図るため、十和田市内に事業所を有する事業者等が行う通信環境等の整備に係る事業に対し、補助金を交付します。

補助対象者

1. 市内に事業所を有する法人又は個人
2. 今後も市内において事業を継続する意思があること
3. 市区町村税に滞納がないこと



※十和田市暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団関係者、政治活動や宗教活動等を行う者は除きます。

補助対象事業等

補助対象事業	補助率	補助上限額
無料Wi-Fi利用環境の整備	補助対象経費の3分の2	10万円
リモート会議システムの整備	補助対象経費の3分の2	20万円
業務を改善するためのソフトウェアの導入	補助対象経費の3分の2	20万円
電子決済端末の購入	補助対象経費の4分の3	20万円

※すでに他の補助金の交付決定を受けている経費は含みません。



注意事項

- ・**事業を行う前に、情報政策課へご相談ください。**
- ・補助金の交付決定は先着順により、予算の範囲内で行います。
- ・補助金は、対象事業終了後の精算払いとなります。

【申請先・お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 情報政策課 情報政策係 TEL : 0176-51-6711

交付要綱や提出書類等はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください。

■対象経費詳細

該当事業	例
(1) Wi-Fi利用環境の整備	Wi-Fiルータの購入費 光回線の引き込み工事費 その他上記に付帯する経費
(2) リモート会議システムの整備	ウェブカメラ内蔵パソコン購入費 ウェブカメラ購入費 移動可能な個室ブース等の購入費 マイク及びスピーカー等の購入費 ソフトウェア利用料等に要する経費 モバイルルータ購入費 その他上記に付帯する経費
(3) 業務改善ソフトの導入	ソフトウェア購入費・利用料 その他上記に付帯する経費
(4) 電子決済端末の購入費	端末購入費用 その他上記に付帯する経費

(例)以下の機能を有するソフトで新たに導入するもの。
RPA、OCR、会計、勤怠管理、チャットツール、名刺管理、タスク管理、ペーパーレス化、ワープロ、表計算、データベース、プレゼンツール 等

■対象外経費

<p>人件費 消費税及び地方消費税相当額 システム保守、管理等を主たる目的とした経費 設備の設置等に伴う増改築に要する経費 ECサイトの構築やホームページの作成等に要する経費 賃料、光熱水費、通信料、広告宣伝費、消耗品購入費、手数料、保険料等の事業運営に要する経費 補助対象者と関係のある企業及び団体、事業を営んでいない個人からの購入費 現金換算可能なポイントでの支払い相当分、値引き費用 予備的なものや将来に備えるものに要する経費 販売、返品、贈与、有償レンタル等を目的とした製品、商品等の購入費 対象経費以外の経費と混同して支払われており、対象経費との支払いの区分が難しいもの その他、上記に類するもの</p>
